

令和6年6月21日付課法2-14ほか1課共同「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）による主な改正点は、次のとおりです。

第1 法人税基本通達関係

1 組織再編成（法令改正）

現物出資について、次の見直しが行われました。

- (1) 内国法人が外国法人の本店等に無形資産等の移転を行う現物出資について、適格現物出資の対象から除かれました。
上記の「無形資産等」とは、次に掲げる資産で、独立の事業者の間で通常取引の条件に従って譲渡、貸付け等が行われるとした場合にその対価が支払われるべきものをいいます。
イ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含みます。）
ロ 著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含みます。）
- (2) 適格現物出資への該当性の判定に際し、現物出資により移転する資産等（国内不動産等を除きます。）の内外判定は、内国法人の本店等若しくは外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産等又は内国法人の国外事業所等若しくは外国法人の本店等を通じて行う事業に係る資産等のいずれに該当するかによることとされました。

○ 工業所有権等の意義（基通1-4-12 新設）

上記1(1)イの「工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの」の意義について、法人税基本通達20-3-2を準用することを明らかにしています。

2 暗号資産（法令改正）

法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、原価法又は時価法のうちその法人が選定した評価方法（自己の発行する暗号資産でその発行の時から継続して保有するものにあつては、原価法）により計算した金額とされました。

また、この評価方法は、譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の種類ごとに選定し、その暗号資

産を取得した日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに納税地の所轄税務署長に届け出なければならないこととされました。

○ **棚卸資産の評価方法の選定等に係る取扱いの準用（基通2-3-67の5 新設）**

上記2の評価方法の選定手続及び変更手続については、法人税基本通達5-2-12（事業所別の評価方法の選定に係る取扱いに限り）、5-2-13及び5-2-14を準用することを明らかにしています。

第2 租税特別措置法通達関係

1 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（法令改正）

地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、対象となる特定建物等の範囲に特定業務施設の新設に伴い整備される保育施設等で専らその特定業務施設において常時雇用する従業員の児童の保育等を行うための施設に該当する建物等及び構築物が加えられました。

また、対象となる特定建物等の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額の上限が80億円とされました。

このほか、中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除きます。）以外の法人の取得価額要件が3,500万円以上（改正前：2,500万円以上）に引き上げられました。

○ **取得価額の合計額が80億円を超えるかどうかの判定（措通42の11の3-4 新設）**

対象となる特定建物等の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額の上限が80億円を超えるかどうかは、その特定建物等に係る特定業務施設が記載された認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画ごとに判定することを明らかにしています。

2 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度（法令改正）

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度について、次の措置その他所要の措置が講じられました。

(1) 全法人向けの措置について、次の見直しが行われました。

イ 税額控除割合の上乗せ措置が次の場合の区分に応じそれぞれ次のとおりとされました。

- (イ) 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合…税額控除割合に5%（その増加割合が5%以上である場合には10%とし、その増加割合が7%以上である場合には15%とします。）を加算する。
 - (ロ) 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合…税額控除割合に5%を加算する。
 - (ハ) プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定を受けている場合…税額控除割合に5%を加算する。
- ロ 本措置の適用を受けるために「給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項」を公表しなければならない者に、常時使用する従業員の数が2,000人を超えるものが加えられました。
- ハ 原則の税額控除割合が10%（改正前：15%）に引き下げられました。
- (2) 青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員の数が2,000人以下であるもの（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の常時使用する従業員の数の合計数が10,000人を超えるものを除きます。）が、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の10%の税額控除ができる措置が加えられました。この場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上であるときは、税額控除割合に15%を加算し、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上であるときは、税額控除割合に5%を加算し、当期がプラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている事業年度又はえるぼし認定（3段階目）を受けた事業年度であるときは、税額控除割合に5%を加算することとされました。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とされました。
- (3) 中小企業向けの措置について、次の見直しが行われ、控除限度超過額は5年間の繰越しができることとされました。
- イ 教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置について、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が5%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合に税額控除割合に10%を加算する措置とされました。
 - ロ 当期がプラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている事業年度又はくるみん認定若しくはえるぼし認定（2段階目以上）を受けた事業年度である場合に税額控除割合に5%を加算する措置が加えられました。

- (4) 給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」に看護職員処遇改善評価料及び介護職員処遇改善加算その他の役務の提供の対価の額を除くこととされました。

○ 補填額の範囲（措通42の12の5－2 改正）

給与等の支給額から控除する「補填額」には、補助金等のうち次に掲げるものの交付額が該当することを明らかにしています。

- (1) 補助金等の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける法人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされているもの
- (2) (1)に掲げるもののほか、補助金等の交付額の算定方法が給与等の支給実績又は支給単価（雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の支給額をいいます。）を基礎として定められているもの
また、補助金等には、役務の提供に対する対価の性質を有するものは含まれないことを留意的に明らかにするとともに、「補填額」に該当しない額として看護職員処遇改善評価料の額及び介護職員処遇改善加算の額のように、公定価格が設定されている取引における取引金額に含まれる額を例示しています。

○ 被合併法人等有する繰越税額控除限度超過額（措通42の12の5－5 新設）

繰越税額控除限度超過額を有している法人が、当該法人を被合併法人等とする合併等を行った場合には、当該合併等が適格合併等に該当するときであっても、当該繰越税額控除限度超過額を合併法人等に引き継ぐことは認められないことを留意的に明らかにしています。

3 輸出事業用資産の割増償却制度（法令改正）

輸出事業用資産の割増償却制度について、対象となる輸出事業用資産から次の資産が除外されました。

- (1) 食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業による交付金その他固定資産の取得等に充てるための国の補助金、給付金又は交付金でその交付の目的が農林水産物又は食品の輸出の促進であるものの交付を受けた資産
- (2) 開発研究の用に供される資産

○ 開発研究の意義（措通46－2 新設）

上記 3(2)の開発研究について、試験研究の成果を企業化するためのデータの収集も含まれることを明らかにしています。